

●●● 専門看護師の紹介 ●●●

糖尿病看護認定看護師
手島 佳代子

糖尿病患者数は年々増加しており、2012年の調査では糖尿病人口 950 万人、糖尿病を強く疑われる人 950 万人と、双方とも 60 万人ずつ増加しています。糖尿病と診断された患者さんは、食事療法や運動療法・薬物療法（インスリン療法を含む）を行いながら生活していく必要があります。毎日の生活の中で血糖コントロールを行っていくことは患者さんにとって大変なことであると思います。

糖尿病看護認定看護師は、医師や糖尿病療養指導士（看護師・薬剤師・臨床検査技師）とともに、患者さんが糖尿病を持ちながらもその方らしく生活を送ることができるように、血糖コントロールやインスリン調整などの相談にのっています。また、糖尿病患者さんに多い足病変に対し、「フットケア外来」で爪切りやタコの処置、靴の選び方やはき方などを説明し、足病変の予防にも取り組んでいます。インスリン注射や血糖測定、食事療法で困っている方、小児・妊娠糖尿病の方、フットケア外来を希望の方、患者さんのご家族の方など皆さんの力になればと思っています。日頃の生活の中で困ったことがありましたら、内分泌・糖尿病内科外来にいつでも声をかけください。

認知症看護認定看護師
岩本 知恵美

高齢化社会の進行と共に、高齢者の 10 人に 1 人が認知症を患っていることになり、当院の物忘れ外来を受診される方、身体疾患の治療目的で入院される認知症の方は今後ますます増加することが予想されます。認知症を患うという事は、「さっき覚えていたことが思い出せない」、「覚えていたはずの記憶が失われる」、「いつもと違うことで混乱しやすくなる」という病気の特徴があります。そのため、今までできていた日常生活に支障を来すようになりますが、周囲の人の手助けにより、自分らしい生活を送ることができます。

認知症看護認定看護師は、このような状況にある患者さんやそのご家族のあらゆる場において認知症の人の生命、生活の質、尊厳を尊重した支援を行う役割を担っています。認知症看護において私が大事にしていることは、認知症を患いながらも生活している「その人」に焦点をあて、身体・心理症状に加え生活そのものを理解することです。そして、今その人の持つ力を最大限に活かせる援助を行い、できなくなった事はさりげなく自然な手助けができる看護師でありたいと思います。

現在は、脳神経センター外来に主に勤務しています。自分だけ、またはご家族だけで不安を抱えていませんか。どのような小さなことでも、お気軽にご相談ください。



福大マイカルホール



学んで予防！《福大病院 健康セミナー》

福岡大学病院の基本理念
あたたかい医療

- 高度先進医療の指導的病院
- 健康のための情報発信基地
- 地域に開かれた中核的医療センター
- 社会に必要とされる優れた医療人の育成
- 社会のニーズに答える患者中心の医療の提供

患者さんの権利と義務

医療は医療者と患者さんとの信頼関係で成り立っています。福岡大学病院では、信頼され安心して受診していただける病院を実現するため、患者さんの基本的な権利を明確にしてこれを職員一同が認識すると共に、患者さんにも義務を守っていただくことをお願いします。

《患者さんの権利》

1. 受療権
患者さんには常に人間としての尊厳と差別のない安全で最善の医療を受ける権利があります。
2. 選択権
患者さんには病院を自由に選択し、変更する権利があります。
3. 自己決定権
患者さんは検査や治療について、その目的、もたらされる結果などについて十分説明を受け、納得の上で選択あるいは拒否する権利があります。
4. 知る権利
患者さんは自分自身に関する情報を開示され、自己の健康状態について十分な情報を得る権利があります。
5. プライバシー保護権
患者さんは医療上得られた個人の情報やプライバシーが守られる権利があります。

《患者さんの義務》

1. 情報提供義務
患者さんは良質な医療の提供を受けるために、ご自分の健康に関する情報をできる限り正確に医師や看護師に提供してください。
2. 状況確認義務
患者さんは納得のいく医療の提供を受けるために、医療に関する説明を受け、理解できない場合は理解できるまで質問して確認してください。
3. 診療協力義務
全ての患者さんが適切な療養環境で治療に専念できるように、社会的ルールや病院の規則、職員の指示を守ってください。
4. 医療費支払い義務
適切な医療を維持していただくために、医療費を滞りなくお支払いいただくことが必要です。



福岡大学病院

〒814-0180 福岡市城南区七隈七丁目45-1 TEL (092)801-1011 (代)
URL : <http://www.hop.fukuoka-u.ac.jp/>



精神神経科
医師 衛藤 暢明

自殺予防活動について

平成10年に日本の自殺者が急増し、対策の必要性が指摘されるようになりました。平成18年に自殺対策基本法、平成19年に自殺総合対策大綱が策定され、特に医療の分野でも自殺予防の重要性が認識されはじめました。福岡大学病院の精神神経科では、救命救急センターや地域の関係機関と連携しながら、福岡を中心とした地域の自殺を予防するための活動を行っています。

1. 診療上の取り組み

3次救急医療を担う救命救急センターには年間約50~70人の自殺を図って入院する患者さんがおられます。平成18年以降、自殺予防グループの医師・精神保健福祉士が担当し、このような患者さんを確実に把握できるようにしています。自殺を図って入院となる患者さんは、身体的な問題だけでなく、ほとんどの方が精神的・心理的な問題、社会的な問題を抱えています。その一方で、多くの問題を抱えながら十分な治療や支援を受けられないために、再度自殺を図ることがあります。私たちはそれを防ぐための取り組みを進めています。具体的には救命救急センターに入院された患者さんの治療の調整、救命救急センターで身体的な治療を終えた直後からの精神科病棟への受け入れ、御家族との相談、必要な社会資源の紹介を、専門のスタッフがしています。



自殺予防グループ

2. 他機関との連携

上記のような自殺を図られた方の診療を続ける中で、特に患者さんが抱えている社会的問題に対して、新たな方法で解決する必要があることを認識するようになりました。医療の分野にとどまらないさまざまな問題を同時にのかかえた方への対応について、福岡市精神保健福祉センターを中心に、定期的な検討や情報交換を行いながら、新しい方法を模索しています。

このような中で、福岡県司法書士会との連携の経験から、多重債務や経済問題、その他の法的問題に対して、病院に司法書士を派遣してもらい問題解決にあたる「ベッドサイド法律相談」が平成24年に始まりました。また福岡県弁護士会との連携は、法的問題や自殺で遺された人(自死遺族)への支援を行う「自死遺族法律相談」(平成24年)、支援者に対する法律相談(平成25年)につながっています。住居の問題や生活上の支援が必要な場合には、それぞれの公的機関や支援機関(地域の役所・地域生活支援センター・地域包括支援センター・保健センターなど)を紹介し、その後の継続的支援につながる仕組みづくりを続けています。このような仕組みは全国にさがけたモデルとなっており、当院だけでなく地域の他の医療機関で利用できるようになってきていることに特徴があります。



病棟見学

3. 人材養成のための自殺予防教育

自殺予防活動を実質的に担うのは、自殺の危機対応や遺された家族への対応ができる人材であり、そうした人材を一人でも多く養成することが重要であるとの考えから、院内・地域の医療機関、公的機関において自殺予防教育を行っています。平成24年に始まった福岡県自殺未遂者支援事業の一環として、精神科や救急医療機関にとどまらず様々な機関や職種の方を対象とした自殺予防人材養成プログラムを実施しています。



看護師を中心とした自殺予防教育



精神神経科
臨床心理士
矢野 里佳

臨床心理士について

臨床心理士は、臨床心理学などのさまざまな知識や技法を生かして、専門的な援助を行っています。臨床心理士の専門的援助技術としては、次の4つのものがあげられます。

1. 心理アセスメント

問題の状況や課題などを面接や心理検査などによって明らかにし、自己理解や支援に役立てます。

2. 心理面接

心理カウンセリング・心理療法といわれるもので、相談に来られる方々の課題に応じてさまざまな臨床心理学的方法を用い、心理的な問題の克服や軽減に向けて支援します。

3. 臨床心理的地域援助

悩みの解決のために、個人だけではなく、その人を囲む環境への働きかけ、情報整理や関係の調整を行ったり、他の専門機関と連携したりすることもあります。

4. 研究活動

臨床心理学の知見を確実なものにし、研究活動を行っています。

(一般社団法人日本臨床心理士会ホームページより)



福岡大学病院では、常勤・非常勤職員として6名の臨床心理士が在籍し、精神神経科、小児科、神経内科、麻酔科で、それぞれのチーム医療の一員として、医師の指示のもと臨床心理業務を行っています。

今回は、精神神経科での臨床心理士の主な業務について紹介します。

● 心理アセスメント

患者さんのこころの状態、パーソナリティや能力の特性・環境、抱えている問題の性質についてのアセスメントを行います。そのアセスメントをもとに、今後の治療についてチーム(医師・看護師・メディカルスタッフなど)で話し合っていきます。

● 個人・集団への治療的なかかわり

患者さんがご自分のこころと向き合うお手伝い(個人心理療法)を行っています。患者さんに寄り添い、抱えている悩みや困難といったこころの重荷を一緒に考えていきます。

また、同じ悩みや困難を抱える患者さんたちの集団療法も行っています。集団療法では、①グループで病気に関する知識や社会資源の情報を一緒に学びディスカッションを行うミーティング(心理教育)、②コミュニケーションスキルや問題解決技能を高めるトレーニング(SST)、③社会復帰に向けたリハビリテーション活動(デイケア)、④患者さんのご家族の悩みや喜びを語り合う会(家族会)を行っています。



病棟での心理教育

● 患者さんを囲む環境との連携

患者さんの了承を得た上で、院内他科や他医療機関、教育・産業・福祉・行政機関などの他専門家と連携したり、周囲の環境に働きかけを行ったりすることで、患者さんの悩みや困難の早期解決と今後の安定をお手伝いしています。

● 教育・研究活動

臨床心理士・医師・看護師などを目指す学生の実習の中で、患者さんのこころを理解し、そのこころに寄り添える医療者の育成に向けた教育にも尽力しています。また、よりよい治療や診断技法の確立に向けた研究活動にも力を注いでいます。

臨床心理士は医療をはじめ、多くの機関でみなさまのこころの理解と支援に努めています。ご利用は、各機関の担当医、担当者にご相談ください。



デイケアでのリハビリテーション